

## 情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会（第1回） 会議録

○日 時：平成29年12月25日（月）14：30～16：00

○場 所：県庁502会議室

○出席者：伊藤真知子委員、稲葉馨委員、中山真一委員、西村真由美委員、  
長谷川泉委員、星川務委員、三澤香織委員、峯田典明委員  
知事、総務部長、秘書課県民相談主幹、広報推進課長、行政改革課長  
学事文書課文書法制主幹、危機管理課長

### 1 開会

※委員会に先立ち知事から委嘱状を交付

事務局： それでは、ただ今から「情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会」の第1回会議を開催いたします。はじめに、吉村知事より御挨拶を申し上げます。

### 2 挨拶

知 事： 委員の皆様こんにちは。このたびは、本委員会の委員を快くお引き受けいただき誠にありがとうございます。また本日は師走という大変慌ただしい、その中でも年末という大変お忙しい中、第1回目の会議に御出席いただいたことを重ねて感謝申し上げます。

さて、私は、県政について県民の皆様には説明責任というものを果たし、県政に対する理解と信頼を深めることが大変重要であると考えております。今年の3月に策定した「山形県行財政改革推進プラン」の中で「県民視点に立った県政運営の推進」を柱に掲げてございますので、県政運営の透明性を一層確保する取組みの具体化について、検討課題としてきたところでございます。

また、今年、情報公開条例を平成9年に制定し20年の節目を迎えます。20年の間にいろいろなことがございました。個人情報保護への関心が大変高まっております。また、ICTが発達している状況もございます。社会情勢も大きく変化してきております。

こういったことを踏まえ、県といたしまして、情報公開・提供全般について、委員の皆様から御意見、御提言をいただきながら、幅広い観点から現状を検証するとともに、今後のあり方を検討することにしたところであります。

委員の皆様からは、県が行う情報公開・情報提供について、日ごろ

お考えになっていること、お感じになっていることなども含め、それぞれ御専門のお立場から、そしてまた、県民の目線での幅広い視点から、忌憚のない御意見や御提言を賜りたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

### 3 委員紹介

**事務局：** 本日は、第1回目の会議でございますので、委員の皆様からお一人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。おそれいりますが座席順で、伊藤委員からお願いいたします。

**伊藤委員：** 皆様こんにちは。東北公益文科大学の伊藤眞知子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**稲葉委員：** 東北大学の稲葉と申します。専門は行政法学でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**中山委員：** 公認会計士の中山眞一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**西村委員：** 大和証券山形支店長の西村真由美でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**長谷川委員：** 山形銀行総合企画部付部長の長谷川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**星川委員：** 公益社団法人日本青年会議所において山形ブロック協議会の会長の職をお預かりしております、星川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**三澤委員：** 皆様こんにちは。初めまして、三澤香織と申します。もともと私は青年海外協力隊として、カンボジアの小学校におりまして、その後帰国してから現在、国際協力の仕事をしております。今回は個人の立場ということで、県民の1視点から貢献できるよう頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

**峯田委員：** 弁護士の峯田と申します。よろしくお願いいたします。

**事務局：** 皆様どうもありがとうございました。

なお、もうお一方、山形大学人文社会科学部准教授の小笠原奈菜様にも委員をお願いしておりますが、本日は都合により欠席となっております。

大変申し訳ありませんが、吉村知事は、所用のため、ここで退席させていただきます。

知 事： では皆様どうぞよろしくお願いいいたします。

事 務 局： 続きまして、県側の出席者を紹介いたします。  
大森総務部長です。松井行政改革課長です。菅原学事文書課文書法制主幹です。どうぞよろしくお願いいいたします。

#### 4 委員長選出

事 務 局： それでは、委員長選出に移ります。委員会設置要綱に基づき、委員長を選出していただきたいと思いますが、委員長は委員の互選によることとされております。いかがいたしましょうか。

峯田委員： 伊藤委員をお願いしてはどうでしょうか。

事 務 局： 伊藤委員を推薦する御意見がありました。いかがでしょうか。

(全員 異議なし)

事 務 局： 御異議がないようですので、伊藤委員に委員長をお願いいたします。  
委員会設置要綱により会議の議長は、委員長をもって充てることとされておりますので、委員長には議長席にお移り願います。

事 務 局： それでは早速ですが、委員長から御挨拶をいただきたいと存じます。

伊藤委員長： 改めまして伊藤でございます。ただ今委員長という大役を仰せつかりまして、私は情報公開を専門にしてきた者ではございませんが、年の功でということかなと思い、お引き受けいたしました。私は、社会学、女性学、家族社会学、ジェンダー論などを専門としております。情報公開というのはそれぞれのお立場で意見をお持ちだと思いますので、さまざまな意見をお出しいただければと思います。いろいろな立場からというのは大変大事なことだと思っておりますので、それぞ

れの立場から意見をいただき、交通整理をしながら進めさせていただければと思います。先ほど吉村知事様から情報公開条例が制定されて20年ということで、その節目に検討見直しということですので、大変重要な仕事を私ども頂戴したと思っております。情報公開は大変重要なものと思っておりますので、重ねて皆様の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは座って議事を進行させていただきます。

## 5 協議

**事務局：** ありがとうございます。

それでは、協議に移ります。ここからは委員長に議長をお願いします。

**伊藤委員長：** 協議に入ります前に、委員会設置要綱により「委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する」となっておりますので、私から職務代理者の指名をさせていただきます。職務代理者は、中山眞一委員にお願いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

それでは、協議に入りますが、本委員会の会議については公開を原則とすることとなっておりますので、公開により進めさせていただきます。ただし、公開することにより、個人情報について具体的に議論する場合など、特段の事態が生じた場合には、その都度、委員会に諮って対応を決めることとしたいと思います。

では協議に入ります。始めに本日の進め方ですが、まず事務局より資料に基づいて説明をしていただきます。その後委員の皆さんから意見、質問を頂戴し、事務局より回答していただきます。本日は第1回の会議でございますので、委員全員の皆様から議論を頂戴しながら意見を深めていければと考えております。

それではまず（1）の情報公開・提供の検証、見直しについて、事務局より説明をお願いいたします。

**大森部長：** 総務部長の大森です。よろしくお願いいたします。

本日は資料1から3までの3種類資料を準備させていただいております。冒頭の資料の1で概要を説明申し上げまして、その後2と3で、今回第1回ということもありますので、各テーマごとの概要と現状、また私どものほうで考えました見直しの視点などについて御説明させていただきます。

それでは恐縮ですが座って説明させていただきます。

まず資料1をご覧ください。「情報公開・提供の検証、見直しについて」というテーマでございます。今回の見直しの趣旨について記載しております。冒頭知事も申し上げておりましたが、県政について県民に説明する責任を果たし、県民の県政に対する理解と信頼を深めるということでございます。説明責任を果たすということは当然という向きもありますが、一方でなかなかできていないのではないかという御指摘もございます。また、この説明責任を果たせば終わりかというところではありません。やはり県民の皆様に県政について御理解いただき、信頼をいただかないと、県政あるいは生活福祉等が回っていかないということもございまして、こういった趣旨で整理させていただいております。

以下、各論を3つほど記載しておりますが、県では、今年の3月に新たな「行財政改革推進プラン」を策定しておりますが、その柱の1つとして「県民視点に立った県政運営の推進」というものを掲げております。県民との対話ですとか、県政運営の透明性の確保に向けた情報公開等の取組を推進するということになっておまして、この課題認識を年度初めから持っていたところです。

次に背景の部分とも重なってきますが、情報公開条例の制定が平成9年の12月ということですのでちょうど20年になっております。この間、例えば社会情勢において個人情報に対する考えの変化ですとか、あるいはICTの発達といったような大きな変化もございまして、県政運営の透明性の確保・向上を図るためにはこういった環境変化も踏まえて不断の検討・検証をしていくことが必要であろうと考えております。

こういった政策決定過程の一層の透明化に留意しつつ、情報公開全般について現状を検証するとともに、今後のあり方を検討したいと思っております。こういったことは内部の検討に留まらず、外部の有識者、また県民の方々の御意見をお聞きする必要があるだろうと思っておりますので、今回開催させていただいております第三者委員会の中で皆さんの御意見をお聞きしながら、幅広い観点から検証、検討をしていきたいと思っております。

次に2の検討内容ですが、テーマ例といたしまして、情報公開と文書管理あるいは事故・事件、災害が発生した場合の公表など記載をしておりますが、これにつきましては、更に砕いて11のテーマに分類しておりますので資料2以下で御説明をさせていただきます。進め方ですが、特に各テーマの現状について検証をし、ルールが整備がなされているかどうか、運用の見直しが必要かどうか、適正な運用がなされているかどうか、といったフィルターをかけて仕分けをして、課題のあるものにつ

いて、整理あるいは運用の見直しをしていきたいと思っております。適正な運用がなされているかどうかについては概念整理上、このようなカテゴリーにさせていただいておりますが、そういったものについても運用又は考え方をまとめていきたいと考えております。

最後に3のスケジュールとして、約1年かけて制度運用の見直しをやっていきたいと思っておりますが、急を要するものなど、必要なものについては米印のとおり1年後を待たずに随時見直ししていきたいと考えております。

資料2と3については、行政改革課長に説明を譲ります。

**松井課長：** 行政改革課長の松井でございます。資料2、資料3については私から御説明申し上げます。座って説明させていただきます。

資料2は11の検討テーマに係る制度と現状をまとめた資料になります。資料3につきましては、その現状等から見える課題と、今回この第三者委員会で御意見、提言をいただきたい視点をまとめたものでございます。それではテーマごとに説明申し上げます。

資料2の1ページを御覧ください。テーマ1が「公文書の開示などの情報公開」です。本県では平成9年に「山形県情報公開条例」を制定し、それに基づいて情報公開を行っているところであります。

しかしながら、2ページ「現状」(3)の28年度実績を見ますと、開示請求があった655件のうち一部公開、逆に言えば一部非公開が111件、17.9%となっております。不開示の理由として、個人情報、法人情報、行政執行情報が主なものになっております。このような状況を踏まえまして、資料3の検証見直しの視点としては、不開示情報の基準や運用の検証、開示対象文書以外に対象とすべきものがあるかどうかについて御意見をいただきたいと考えております。

続きまして、資料2の7ページを御覧ください。テーマ2「文書管理」です。本県の文書は「山形県文書管理規程」に基づき管理を行っております。現状を見ますと、文書管理については、主に紙文書での管理が規定されていることや、文書作成の具体的な規定がないこと、保存年限の延長率が高いことなどの課題があり、それらを改善していくため、資料3の2ページの「2 文書管理」に掲げている検証見直しの視点について御意見いただきたいと考えております。

続きまして、資料2の10ページを御覧ください。テーマ3「歴史公文書の保存について」です。歴史公文書とは、保存年限を経過した廃棄される文書のうち、歴史的又は文化的な資料として価値を有すると

認められるもの、具体的には12ページからの「歴史公文書選定基準」の14項目いずれかに該当する文書を選定して、山形県公文書センターに所蔵されることになっております。しかしながら、現状では11ページ下段の表にありますように、近隣他県と比較するとあまりにも少ない状況にあります。選定基準や運用に課題があるのではないかと考えており、資料3のとおりの見直し検証の視点としているところであります。

続きまして、資料2の14ページを御覧ください。テーマ4「事故・事件が発生した場合の公表」です。このテーマにつきましては、現在、事故・事件が発生した場合の県全体の統一した基準がないという状況にあります。

現状では16ページに記載しているとおり、個別の公表基準を整備しているものが23、そのほか、公表実績のある事故・事件については、17ページにありますとおり過去の事例等を参考に個別に判断している状況にあります。そのため、最近の事件事故における公表時に「発生した時点で客観的事実を公表すべき」「注意喚起の観点から公表すべき」などの御意見をいただいていることも踏まえ、資料3ページの4にありますように、公表すべき事項、個別基準の必要性、既に作成済みの個別基準の適正性を検証の視点としております。

続きまして、資料2の18ページを御覧ください。テーマ5「災害が発生した場合の公表について」です。このテーマにつきましては、災害発生時に行方不明者が発生した場合、国等のガイドラインがなく、その都度公表するかを判断して対応している現状を踏まえまして、資料3の2ページの5にありますように、事前に公表することが妥当な災害の範囲や個人情報などについて今後検証したいと考えております。

続きまして、資料2の19ページを御覧ください。テーマ6「広聴案件に対する対応状況の情報提供」です。広聴とは広く一般の意見を聴くことで、その内容は意見や質問、要望、苦情など様々なものがあります。広聴案件については、「広聴事務取扱要綱」などに沿って対応しております。しかしながら、平成28年度の現状を見ますと、1,344件の意見などが寄せられ、広聴案件として、ホームページに回答が掲載された案件は163件という結果になっております。このような状況を踏まえ、資料3の6にありますとおり、広聴案件から除外する基準やホームページに公開しない基準の妥当性、全部は公開できない場合の運用などを検証したいと考えております。

続きまして、資料2の21ページを御覧ください。テーマ7「会議等

の公開等」です。会議の公開につきましては、「審議会等の公開に関する指針」に基づき会議の原則公開、会議記録の作成、ホームページでの公開を行ってきました。しかしながら、会議の公開状況をみると、非公開や一部公開など公開が制限されている、又は恐れがあるものが、341 会議中 179 会議あり全体の 52%を占めています。このような状況を踏まえ、資料 3 の 3 ページの 7 にありますように、指針や非公開とする運用の適正性について検証する必要があると考えております。

続きまして、資料 2 の 22 ページを御覧ください。テーマ 8 「庁内会議の記録の作成・保存」です。県では、審議会等に該当しない職員のみのも会議、いわゆる「庁内会議」も、公開を前提とする会議などは会議録の作成、保存に努めることとしております。ここでは、資料 3 の 8 にありますように、一定の会議について記録の作成・保存を義務付ける必要があるかないか、記録形態が適切に選択されているか等を検証の視点として考えております。

続きまして、資料 2 の 23 ページを御覧ください。テーマ 9 「記者発表などによる情報提供について」です。県では報道機関に対して情報を提供し、記事やニュースに取り上げてもらう活動を行っており、その形態は知事記者会見、知事談話、記者発表、資料提供の形態をとっております。現状を見ますと、24 ページの下段の表にありますように部局による記者発表が他県等と比較し、実施回数が少ないことから、資料 3 の 9 にありますように、県民のニーズを踏まえ、適切に活用されているのかを検証したいと考えております。

続きまして、資料 2 の 25 ページを御覧ください。テーマ 10 「県が保有する行政情報の積極的な提供」です。県では行政情報センターや総合支庁において、行政情報や行政資料の閲覧や貸出、コピーサービスなどを行っておりますが、利用者数が減少傾向にあります。このような状況を踏まえ、資料 3 の 10 にありますように、県民ニーズに合った行政資料等が提供されているか、提供窓口の周知方法などについて検証していきたいと考えております。

最後となりますが、資料 2 の 27 ページを御覧ください。テーマ 11 「オープンデータ（統計情報等）などの推進について」です。オープンデータとは二次利用が可能な公開されたデータであり、県では平成 27 年 12 月から県のホームページ上で公開しています。現状では 46 件公開中であり、今年度末までに 60 件まで増やす計画となっておりますが、資料 3 の 11 にありますように、それでも数的に十分か、種類や内容、形式は適切かなどを検証の視点として捉えております。

以上が本委員会で御意見をいただきたいテーマの制度、現状、それを踏まえた検証、見直しの視点でございます。

本日は、時間の都合もあり、11テーマごとの検証の視点を総括的に説明させていただきました。今後この委員会につきましては、主にテーマ1の「情報公開」、テーマ2の「文書管理」、テーマ4の「事故・事件が発生した場合の公表」、テーマ7の「会議の公開等」を中心に、視点を絞りながら議論を掘り下げていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**伊藤委員長：** ありがとうございます。ただ今事務局から「情報公開・提供の検証、見直し」について、趣旨や制度の概要、現状、そして検証、見直しの視点ということで、11のテーマについては見直しの対象であるけれども、いくつかのテーマに絞り、それを中心として見直しを進めていきたいという御説明をいただきました。それでは、委員の皆様お一人ずつ、ただ今の説明や資料についての御質問も含め、本県の情報公開、情報提供の取組みに対するお考えや、それぞれのお立場で、日ごろお感じになっている点などについて、御発言願います。時間が限られておりますので、お一人5分程度でお願いできればと思います。峯田委員からお願いいたします。

**峯田委員：** まず申し上げたいことは、今後どういうふう to 会議が進められるかわからない段階で申し上げるので、的外れなこともあるかもしれませんが御容赦いただきたいと思います。

情報公開の問題については、原則公開となっているわけで、例外の場合、非開示理由について県に説明責任があるとなっているわけです。資料3の第2の各論のところに(2)①、②、③ということで、法人のどんな利益を害するかといったことなどが書いてありますが、こういう一般論として問われても、我々は答えようがないわけで、具体的に県のほうで、例えば①なら①の法人問題について、非開示をする理由がどういふものかといったことを説明してもらわないと、それに対して我々が意見を述べるということはなかなか難しいのかと思っております。②や③についても同様です。ですので、今後の進め方については、そのあたりを配慮いただきたいと思います。

また、(3)についても先ほどのような趣旨からすると、逆に開示していない文書があるとすれば、何故開示していないのかということの説明していただかないとそのことについての検証は何もできないと思う

ので、今後の進め方としては、逆に県のほうからどういう文書でどういう理由で開示していないのかということの説明されるべきなのではないかと思います。

それからテーマ2の文書管理ですが、こちらについては情報公開と車輪の両輪といわれているものですが、やはり、具体的に私個人としてはどんな行政文書があるかということは理解していないので、こちらについても先ほどの観点から、どういう文書を保管しているのかということの説明していただいたうえで意見を述べさせていただければありがたいと思います。

それから3の歴史公文書の保存についても、歴史的に何が大事かということは、歴史学者ではありませんので、どういう理由で保存するのかということの説明していただければと思います。また、先ほど重点的に検証していくと説明のありました、テーマ7の会議の公開についても、原則公開するとうたっているわけですので、例外的に公開しない場合についても、どういう不利益があるかということについて説明していただいたうえで、委員に意見を聞いたほうがよいと思います。

私が情報公開の関係で感じたことは以上となります。

**伊藤委員長：** ありがとうございます。では三澤委員お願いします。

**三澤委員：** 三澤と申します。よろしくお願いいたします。私はこういった委員会の場が初めてで、とても緊張しているのですが、情報公開ということで、最初にお話をいただいたときに、私自身が現在二十代なのですが、同世代の方を含め、県の情報公開と聞いてどういうことを感じるか聞いてみたりしました。そういったことも踏まえ、感想といいますか、議論から外れてしまうかもしれませんが、少しお話をさせていただきます。

まず県の情報公開ということが、例えば二十代とか若い方が聞いたときに、どうしてもイメージすることが、具体的にどういうことが公開されているのかということであったり、情報公開請求できるものが具体的に何なのかイメージしにくいといった意見を多くいただきました。また、情報公開や請求といった言葉や表記が難しいのでよくわからないといった意見もありましたし、県の持っている情報というのがそもそもなんなのかといったことがよくわからないということがありました。また、私達が普段生活しているうえであまり情報がほしいというような場面がないという意見もありました。情報公開等の資料を今回読ませていた

だいて、実際遠い存在と感じたところがあります。

資料を拝見して、県の方がいろんな形で情報を出していたということを正直私自身がほとんど知らなかったというのが、とても恥ずかしかったというところではあります。正直わかりづらいという私のような感覚の方が多いの現状なのかと感じています。人間はどうしても自分に関心のある情報に関してはアンテナを高く張って拾いますが、あまり関心のない話題についてはどうしても身に入らないので、県の方がいろいろ情報を出してくださっていても、実際届いていないというところが現状としてあるのかと思っております。今回委員会の趣旨としまして、県政について県民の理解を深めるとありましたが、そもそも私が考えてみて、若い方の県政に対する関心や、自分事と捉える意識が低いのかと思ひ、問題だと今回資料を拝見しながら感じました。

こういった背景から、テーマがいろいろありましたが、若い世代に近いテーマは何かと考えてみたときに、例えばホームページの情報や記者発表とかありましたけれども、そういったものが県民に対しては一番近いのかと感じております。

最後のテーマでオープンデータがありましたが、実際私もホームページで拝見させていただいて、なかなか見つけにくいところがありました。オープンデータという言葉を知って、「オープンデータ 山形」で検索するとすぐ出てきました。県として情報を出していただけていても、そこまで探し当てていくのが難しいというのが現状ではないかと思っております。他にホームページもいろいろと拝見させていただいたのですが、リンク先がエラーになっていたということもあったので、県民に一番近いところなので、今後委員会を進めていくうえで、別の柱のほうで、情報の伝え方ということについても検討していただければありがたいと思っております。

最後に、県民視点に立った県政運営の推進ということで、情報発信力の強化ということがあったのですが、そもそも理解促進というのは何かと自分の中で考えたときに、理解促進をする前に、県政への関心というものがないと、促進や信頼といった方向に向かないのかと思ひます。正直私自身が理解、信頼の前に県政への関心ということが少し低いところがあります。県政は自分事であるはずですが、現状自分事と捉えている人がどのくらいいるのかというとなかなか難しい現状もあるかと思ひます。そういった方々に対してセンターのことなどについて知ってもらい、関心を高めてもらいという最初のところが大事かと思ひます。まず情報の提供というところについて、関心のない方に

どういふふうに情報提供していくかが大事だと考えております。

**星川委員：** 県では県民目線に立った形で情報公開をしていただいている部分も多々あると思いますが、県民が欲しい情報をキャッチアップするという意識が大事だと思います。今回情報公開の中で政策決定過程のプロセスを公表したいというお話がありましたが、9月議会である議員の方が情報公開について質問されており、議事録に載っていますが、議員の皆さんは県を担っている立場からいけば、県政で行われていることを地域に伝えていくという役割もあると思います。その中で、県の職員の皆さんと議員さんとの中で、しっかりと情報をリリースしていく、伝えていくことが県政の中で一番大事なことから思います。その為には議員の方がいらっしゃるのだと思います。

また、オープンデータについては、リーサスが活発に動いている状況ですが、じゃあリーサスを知っている人がどれほどいるかという話になります。リーサス自体は、面白いデータもありますし、一般の方が見られないデータというものもありますし。情報公開という話であれば、全部見せてほしいという人もいれば、いやそうではない、という判断もあると思います。どの案件についても線引きがあれば問題ないと思いますので、この委員会の中である程度の線引きというものを行い、それをまた運用しながら、時代の中で、変化していくという部分もあると思います。先ほどの線引きですと、県職員が捕まってから、1年後有罪判決となり公表になったということですが、外部の認識としてはすぐ公表すべきだということがありました。県職員が公人なのかという、そうではないわけです。公人と私人の境目も国全体としてもあいまいですし、どこまでなのかという線引きは、会議を進める中である程度決めることで、さまざまなものが決まってくると思いますので、この会議がそういう部分で有益になればと思います。

**伊藤委員長：** ありがとうございます。では長谷川委員お願いします。

**長谷川委員：** はい。まず県民の中で情報公開に関して関心のある当事者がどれだけいるのだろうかと思います。その範囲にもよりますが今感じるところですと、そんなに皆さん全員が、関心があるという状態でない中でどうしてもこの件の議論の難しさというのは、その関心のある当事者が請求をしたときにどう対処するかという対症療法の議論になりがちで、そういった各論の話になったときに、どうしても各論の特殊

性のために、一般的な解決策を統一的に作ることが難しいということかと考えております。一方で、県としても情報公開を進化させて、その先には情報に関してより興味がある方に広がってもらいたいという観点からすると、1つ考えとしてあるのは、請求に応じて対処するという考えではなくて、県としても積極的に情報公開すること、もしくは情報を管理することを特別なものとしないうで、広い範囲に県の活動やその要旨を広めていくこと。要は情報公開の選定やその範囲を県が主体的に決めて先に発信していくという姿勢が1つの視点の違いになると思います。そこからより広い範囲で情報を入手したいという視点がありますが、開示請求が特定の個人に資するものなのか、公益に資するものなのかという判断の点は県が行ってもよいと思います。私が申し上げたかったのは、自ら積極的に活動の要旨を発信していくということの一つの考え方として提案したいと思います。

**伊藤委員長：** ありがとうございます。では西村委員お願いします。

**西村委員：** 西村です。よろしく申し上げます。何点かございましたので、簡単にコメントさせていただきます。

1番目の情報公開の点ですけれども、広く公開すべし、個人情報以外は原則開示すべきでは、というふうに思っております。資料を見て、個人的に思ったのですけれども、例えば、資料2の3ページ、4ページのところですけれども、まず審議の精度を県職員として高めていただく、ということをおもいました。一次決定からの情報公開・個人情報保護審査会での一部認容が非常に多いのではないかと考えております。一次段階から精度を高めていただいて、これは県職員の担当課を越えた共有、フィードバックが行われてないんじゃないかなという不安を覚えましたので、その辺の改善をお願いできたらと思います。

2番目でございますけれども、文書管理。私たち証券会社、金融機関でございますが、お客様の情報、取引の経過というのは、法令で10年、もちろん実際のところはそれ以上に保管しておるんですけれども、10年と定めております。例外はあるにせよ、30年、10年、5年となっております。あと60%が延長されているということですので、媒体が正確で、本当に必要なかどうなのかという精査も必要になってくるのではないかと考えています。今、紙文書と電子文書、2本走っているようですけれども、どこかで紙文書のところは電子化するか、一本化というのが、今後はAI、IoTだという世の中なので、限りなく必

要になってくるんじゃないかと思っております。

3番目、歴史文書のところでございますが、これは県民目線からということですが、閲覧者が十数名ちょっと、というような状況です。閲覧者の属性というのは、把握できているのかわからないのですけれども、一般の市民の方が多いようであれば、見直しは必要だと思うんですね。特定の職業の方の一部が見られるという場合でしたら、このままでよいのではと思っております。他県と比較してみますと、こういった歴史公文書は、私がぱっと頭に浮かんだのは、図書館にあるのではないかと思ったのですけれども、他県は図書館、当県は西村山の方にあるということです。県として、一般市民に開示すべきことが目的であったら、県の考え方、方向性でこの問題というのは、変わってくるのかと思っております。併せて主務課の職員を専門職員にするとか、といったところも変わってくるかと思えます。

最後ですけれども、あらゆる分野、資料を見させていただきまして、ホームページで掲載、公開しているというような文言が多くございました。高齢化が特に進んでおります。県民ファースト、高齢化、高齢者目線、若年層のところも非常に大事だと思うのですが、高齢者への発信の場というのは、ホームページだけで片づけるのではなく、多くすべきだと思っております。

**伊藤委員長：** ありがとうございます。今、1点質問がありましたけれども、歴史文書の閲覧者の属性ということで、おわかりでしたらお答えいただけますでしょうか。

**菅原主幹：** どちらかと言いますと、定数的に全て把握しているわけではないのですが、やはり郷土史ですとか、歴史的なものの研究をされている方の利用がどちらかという和多いという状況にあります。

**伊藤委員長：** ありがとうございます。では、中山委員、お願いします。

**中山委員：** 最初に確認なのですが、テーマ1、2、4、7の回答をすればいいのですか。

**伊藤委員長：** 全般で結構です。

**中山委員：** 御承知の方も多いと思いますが、山形県では金山町が情報公開第1号

ということで、どちらかという山形県は公開が進んでいるというふうに見られておりますので、こういった見直しの時は、もちろん、そのつもりでいらっしゃると思いますが、全国一の公開を目指し、努力していただきたいと、まず冒頭に申し上げたいと思います。

テーマ1から簡単に申し上げたいと思います。テーマ1につきましては、資料3のページ2にありました行政文書に該当する電子メールというようなところを書いてありますとおり、検討していただきたいと思います。あと、決定前の情報がどうなるかということにつきましては、現状をよく把握していない中での話になりますが、課長級の確認が済んだら、途中でも公開したほうがよいのではないかとこのように感じております。次に、県が相当数出資しているところについては、直接ではないにしても指導という形で公開に努力していただきたいと思います。

テーマ2につきましては、先程説明がありましたとおり、文書作成の範囲等について規定が必要ではないかと感じます。電子データ、電子メール保存場所、保存年数はもちろん明確にしていきたい。あと、県に限らず、国でも問題になっているようではありますが、1年保管というところにつきましては、ちょっと何かあったら廃棄するというのはできないような形にですね、誤解を生まないように、重要だと思われるところは1年以上保管にぜひ、していきたいと思います。打合せとか外部の資料も整えておいていただきたい。

テーマ3は、この表で見て明らかなおと、職員と専門職員の方が少ないと感じましたので、予算上の問題もあるかもしれませんが、ぜひお願いしたいと思います。

テーマ4の事故であります。県の施設の事故については、公表基準を検討していただきたい。また、職員の不祥事、先程、どなたかからもありましたけれども、県と国、両面ありますが、しっかり協議していただいて、できるだけ公開できるものは公開していくべきだと思います。

テーマ5の災害が発生した場合の公表もですね、警察との協議等が途中出てきますが、必要であれば検討して公表して欲しい。

テーマ6の広聴案件については、除外が目立っておりますが、本当にいいのかどうかの点検・監査が必要だと思います。

テーマ7の会議等の公開につきましては、できるだけ公開ということではありますが、内容によっては非公開というのも出てくると思いますので、このへんの全国的な情報を、今取っていらっしゃるのかもしれない

れませんが、できるだけ公開の方向で考えていただきたい。

テーマ8の庁内会議。一定の会議については、記録作成、保存すべきだろうと思います。

テーマ9の記者発表。知事さんは多いようではありますが、部局の方は必ずしも多くないようですので、積極的に記者発表をお願いしたいと思います。

テーマ10は行政情報センター等窓口のPRに努めていただきたい。

テーマ11オープンデータ、今後ますます重要となりますので、ぜひ先進県になってほしい。

最後になりますが、原則開示でも、県の、担当者の方あるいは組織としての解釈によって、非公開というのもあり得るわけでありますので、県民に対する説明責任、透明性、公平性などの意識改革を今以上にすすめていただくようお願いいたします。

**伊藤委員長：** ありがとうございます。では、稲葉委員をお願いします。

**稲葉委員：** 稲葉です。非常に包括的にテーマを立ててもらえているというふうには感じました。また、現状につきましても、なかなか大変なんだと思うのですが、いろんな資料をまとめていただきまして、評価したいと思います。もう少し考え方といいますか、理論的な整理というのをした方がいいんじゃないかなというふうなところもありまして、私なりに考えてみました。11テーマありますけれども、法的な視点を中心に見ると、大きく3つの類型に、広い意味での情報公開を提供も含めて、区分できるのではないかと思います。

第1類型は、請求があったら開示しなければならない。これはいわゆる、狭い意味での情報公開制度、情報公開条例における情報公開ですけれども、今までの制度、広い意味での情報提供、情報公開とどこが違うのかといいますと、何人にも、あるいは住民であれば、あるいは国民であれば、情報を公開させる、開示させる権利を付与する。ですから、そういう構造の制度については、もちろん法律や条例の定めがあるわけですから、要するにその解釈、運用問題に最終的には収れんする。ある意味ではそれほど難しい問題ではないのではないかと思います。

第2類型というのは、公開の義務があるけれども請求権というものを前提にしないもの。言い方を変えると請求がなくても公開はしなければいけない。例えば、会議の公開というのがそうですかね。議会の

公開なんかもそうだと思いますけれども、傍聴権というのにはあるのですけれども、公開させる権利という構成ではなくて、制度の運用者側を義務付けるということではないかと思います。そのような請求がなくても、行政側から公開する義務がある、公開しなければいけないというものです。今申し上げたような会議の公開というのと違って、審査基準の公開というのが25ページのところにあり、ちょっと、あれっと思ったんですけれども。これは積極的な情報提供のところですよけれども、行政情報センターのア、イ、ウの次の（イ）のところですよ、このcのところに審査基準、許認可等の審査基準となっているのですけれども、これは処分の相手方の権利利益にいわば直接関わるような基準なんですよ。ですから、公表を求める権利まではないということではあるのですけれども、この審査基準の公表が不十分だったときに許認可等の関係で、権利利益を害される、その相手方が争うということは考えられます。

最後がいわゆる情報提供施策というもの。要するに義務付けもないもの。私、個人的には、一番難しいのはこの第3類型ではないかと思います。ただ、情報提供の中にはPRといいますか、宣伝的なものですよ、パブリシティなんかも入るかもしれませんけれども、そういうものはわりと行政としてやりやすい、職員の方もやりやすいのではないかと思います。しかし、法的な義務とまではいかないけれども、住民に対する責務、政治的な責任、行政的な責任、あるいは説明責任を果たすために必要な情報提供・情報公開、要するに責務的な情報提供というのものもあるのではないかと思います。たぶん、この11のテーマの中でいろいろと難しい問題があるとすると、災害の時の行方不明者の問題はこの辺に関わるものではないかと思います。法令の基準があれば考えやすいのですけれどもそれが無い。しかし、かなり重要な、行政の存在目的にも関わるような、そういう意味合いを持っているというものもあるのではないのでしょうか。大きく分けると3つの類型に区別してアプローチしてみたら一定の結論が出るかもしれないというようなことを拝見していて思いました。

あといろいろと細かいことはあるのですけれども、また機会があったら申し上げたいと思います。先ほど、最後に簡単に説明責任ということをお願いしたけれども、部長さんがおっしゃったように、説明すればいいというわけではなくて、納得してもらえるように、理解を得られるように説明するということです。では、納得してもらえる、理解してもらえるためにはどういうことが必要かということが最終的

に問題として問われるということだと思います。私なりの答えはあるのですけれども、そこまでは皆さんに考えていただきたい。以上です。

**伊藤委員長：** ありがとうございます。それぞれ御意見をいただいて、そのほかに本日欠席された小笠原委員から御意見をお聞きしているということでしたので、その内容を御紹介いただけますでしょうか。

**松井課長：** 本日欠席しております小笠原委員からは、事前に資料の説明にお伺いした時に意見というか感想ということで、お伺いしているものでございます。小笠原委員からは、テーマ4事故・事件が発生した場合の公表につきまして、いろいろ事故の種類や範囲などを今後、議論していくのではなく、原則はすべて公開ではないかということで、その中で公開できない項目を決めていくという考えに立ったらいいのではないかとということと、あとは公開しない場合というのは、今、稲葉先生からもありましたとおり、いろいろなテーマで同じような考えで非開示項目とかいろいろとございますので、そういうものとも整合性をとりながら、やっていただければということで、感想なり、御意見ということでいただいているところです。以上です。

**伊藤委員長：** ありがとうございます。それぞれから御発言をいただきまして、先程、一点、質問にお答えいただきまして、皆さんから質問のつもりでしたけれど。

**星川委員：** いいですか。

**伊藤委員長：** はい、どうぞ。

**星川委員：** 質問ですけれども、情報公開に関して、県民若しくは庁内、県職員の方々は、どれほど満足している、満足していないといった数値はあるのでしょうか。20年前に条例を制定したのはいいのでしょうかけれども、そこから県民の意識がどういうふうに変わってきたかというのは、わかりますか。

**菅原主幹：** 大変恐縮でございます。そのような意識を今まで調査したことがないというのが現状でございます。

**星川委員：** だとするとですね、私なりの意見ですけれど、この委員会で方針を仮に決めたとしても 20 年前と今と、どのように県民の意識が変化したかが分からなければ、結局のところ検証のしようがない。エビデンスができない。エビデンスを作らないと、どんなにここで話し合っても次に繋がっていかないのです、予算の掛かる話ですからいいですけど、できれば、この話が決まった段階で、県民への意識調査でもいいですし、庁内での意識調査でも結構です。数値を一度出していただいて、エビデンスを作ってもらわないと、5年後か10年後かのときに、検証はできないですね。11項目の中で、ここで決めました、ある程度線を引きました、それを運用してきました。でも、5年後にそれが、はて、県民にとって良かったのか、悪かったのかという検証ができないわけです。また、へたをすると5年後にここに戻る可能性はあるということですね。理屈的には。ですので、エビデンスを作っていただいて、それを元にした議論をしていただけるような方向性にしていただけると、より県民に近い話ができると思うので、そちらは今回でなくてもいいので、次回まで御検討いただきたいと思いますし、お願いしたいと思います。

**伊藤委員長：** 今の点に関し、もし何かコメントありましたら。やる、やらないではなくて。

**大森部長：** 正直、これはどこまで公開できるかという話で、情報公開・提供そのもので満足を得ていただくということではないということ、おそらく、20年前もやっていなかったんだと思います。その関係から、今11項目に分けていますけれど、こんなにいろいろ種類があるのは、そもそも知らなかったというのがおそらく一般的な御意見だと思うので、そのことに対する満足度となっても、承知していないというところが圧倒的多数かなという気は、現状では正直いたします。それと、県民の方ないしは庁内という御意見ですけれど、庁内の満足度を得てもしょうがないので、やはりこれは中ではなくて外の評価にさらされるべきものだというふうに考えます。その上でですけども、今回1年間検討会を回して、一定の結論を頂戴すると、そしてまたそれで運用して、5年経ったらまた戻るとおっしゃいましたが、まさに戻る話でありまして、きちんとその時々の変化に応じて、あるいはPDCAを回すという観点からもやはり一定期間でもって検証する必要があると思いますので、その次の基礎データとして、今回きちんと単なる満足しましたイエス、ノーということでもないかもしれませんが、なんらかの出発点としての数字を押

さえるということが必要なのかなということは今御意見をお聞きして考えたところです。今、この段階で、そこをとったとしても、過去との比較はできませんので、次へ向けての出発点としてなんらかそのところを押さえるような検討をしてみたいというふうに今私伺った限りでは思いました。

**星川委員：** ありがとうございます。県民目線に立ったという話の中で、11項目と言いましたが、例えば山形県の情報公開に満足している、していないと見るものですか。単純にですね。これだいぶ違うと思うんですね。満足しているというのであれば、その中でどれだけ満足しているんだという話になりますし、逆に満足していないという方がいらっしゃれば、どこが満足していないんだろうという話になってきます。先々PDCAサイクルを回したとしても必ず数値というものはそうなりますので、エビデンスをですね、長い目で見ていただきながら、作っていただければとお願いしたいと思います。

**伊藤委員長：** ありがとうございます。重要な御指摘をいただいたと思います。皆様から御意見をそれぞれ伺いまして、まずいくつかの御意見、提案ですとか、あるいは今やるべきことですか、色々なレベルの御意見があったと思います。県民が情報公開、あるいは県政そのものにどれだけ関心を寄せているのか、情報を求めているのか、そういうところはそもそもどうなんだろうか。特に若い方はどうなんだろうかという御意見がございましたけれども、大変大事な情報を様々に県は発信をしていらっしゃる。毎月県民のあゆみを出していらしたり。御覧になっていますか。でも、それもきっと見ていらっしゃる方、見ていらっしゃらない方いろいろです。全戸配布にはなっているんですよ。全戸配布にはなっているけどなかなか届いていないということもあると思います。ホームページもこの数年くらいで充実してきたなどは私などは思っております。なかなかそう思ってもらえる方ばかりではないかもしれませんが、情報を公開、提供するということが基本にあるのだということが出発点かなというふうに思います。

それから、この会議の進め方についても、今ほどのエビデンスや、あるいは目指すべきところをどんなふうに、今後の目標なり、数値目標にはならないかもしれませんが、今後何年かの目標、長期的でしょうか、中期的でしょうか、目標をある程度設定していく、あるいは具体的な、今これだけの情報を公開していて、何を公開してい

ないのか、公開・非公開の基準はこういう基準で、基準があるものはこれこれということがどこまで言えるのか、もう少し私たち委員にとってもそういう情報を出していただく必要があるのかなというように感じました。

稲葉委員からは理論的な整理ということで3つの類型を出していただいて、私も頭の整理をさせていただきましたが、御提案ということで考え方、この委員会の考え方、そしてこの3つの類型でどうなのだろうかということを経務局で次回に向けて少し検討していただけたらと思います。

皆さん、もし御意見おありでしたら、まだ少し時間がありそうですので、御意見いただいて、山形県としてどこまでやるのか、何ができるのか、そのようなことの理論的な整理をしていただきたいと思います。そしてぜひ、先進的な、おそらくこういう委員会を設けているというところもなかなか他ではなく、東北では初めてと私も伺いましたので、せっかく、これだけの委員さんにお集まりいただいて、別に日本一になる必要はないのですけれども、今の時代の先進的な方向性なり、具体的な項目、先程線引きですとか、基準とかいろいろな言葉が出ております。現段階での先進的なことが示せていければ、この委員会の目指すべきところではないかと受け止めさせていただいたところではあります。あとは現実的にどこまで、1年間という限られた期間で皆様と一緒に考えていけるのか。ただ、この委員会、情報を出していく、こうしていただきたいだけではなくて、県民の視点で、これこれが必要であれば私たちはこうしていきましょうというような一定の県民に立っての視点が必要だと思っています。そのような形で、御一緒に進めていければと思った次第です。まとめになっておりませんが、私の所感を述べさせていただきました。なお、何か、どうしてもということであれば、伺いたしたいと思います。よろしいですか。ありがとうございます。

それではその他について、事務局から何かございますでしょうか。

**松井課長：** それでは事務局の方から若干御連絡申し上げます。次回、第2回目の会議については、本日議論いただいたテーマのうち、当初、重点項目ということで考えた次第ではございますが、今日幅広い視点から御意見をいただいたので、それを整理させていただいて、第2回に臨んでいきたいと思っております。今後も皆様方の御意見を十分踏まえ、進めていきたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

**伊藤委員長：** その他、皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。では、今日のところはここまでとしたいと思います。  
以上で本日の協議を終了いたします。御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

**事務局：** 皆様、お疲れ様でございました。なお、次回、第2回目の会議につきましては、来年2月ごろに開催させていただきたいと考えております。日時が決まり次第、御連絡申し上げますので、よろしくお願いいたします。

また、第3回目の会議につきましても、後日、日程の方をお諮りさせていただきたいと思っております。皆様にはお忙しいところ誠に恐れ入りますが、お願い申し上げます。

以上をもちまして、情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会の第1回会議を終了させていただきます。

皆さん、長時間にわたり、ありがとうございました。